

＜抜粋＞地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日総税市第16号）
（改正）平成25年 4月 1日総税市第11号

第2章 市町村民税
第2章 市町村民税
第2 法人の納税義務者

～略～

11 法第312条第1項の表の第1号の従業者の意義については、法第321条の13第2項にいう従業者と一致すべきものであるが、「市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数」の算定に当たっては、次の点において同項の従業者の数と異なるものであることに留意すること。

- (1) 法第312条第1項の表の第1号の従業者の数には、寮等の従業者の数を含むものであること。
- (2) 法第312条第1項の表の第1号の従業者の数は法第321条の13第3項各号に掲げる事務所又は事業所に該当する場合においても、法第312条第3項第1号から第3号までに掲げる日現在によるものであること。（法312条⑤）

なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」という。）については、市町村内に有する事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、法第312条第3項第1号に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は第2号に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは第3号に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間（以下11において「算定期間」という。）の末日現在の当該アルバイト等の数と取り扱っても差し支えないものであること。

ア 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値

なお、算定期間の末日が月の中途である場合は

$$\frac{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$$

により算定し、算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日とその算定期間の末日の属する月の中途である場合は

$$\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$$

により算定した数値

イ アの方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、アの方法に代えて

$$\frac{\text{その算定期間に属する各月の末日現在におけるアの方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

によりその数を算定することができるものであること。

この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすること。

ウ ア及びイにおいて、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とすること。

59 法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数とは、関係市町村内ごとの事務所等について、当該課税標準の算定期間の末日現在における数であること。（法321条の13②）この場合における従業者とは、法人の事業税の分割基準に用いられる従業者と同意義のものであり、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、ここにいう給与には、退職給与金、年金、恩給、及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、したがって、これらの給与のみ支給を受ける者は従業者として取り扱われないことに留意すること。

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難な者については、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務すべき事務所等とが異なる者（例えば主たる事務所等を一括して給与を支払っている場合等）当該勤務すべき事務所等

イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等が1月のうち2以上となった者当該月の末日現在において勤務すべき事務所等ウ各事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がない者のうち、（1）エ以外の者給与の支払いを受けるべき事務所等

エ 技術指導、実地研修等その名目を問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一事務所等に出張している者当該出張先の事務所等オ2以上の事務所等に兼務すべき者主として勤務すべき事務所等（主として勤務すべき事務所等の判定が困難な者にあつては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等）

(2) 次に掲げる者（例えば親会社又は子会社の事務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難な者等）については、（1）にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事務所等で勤務すべき者（当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事務所等に勤務すべき場合を含む。）当該勤務すべき事務所等

イ 2以上の納税義務者の事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がない者のうち、（2）ウ以外の者給与の支払いを受けるべき事務所等ウ事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等その名目を問わず、当該事務所等に派遣された者で連続して1月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者当該勤務すべき事務所等

エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者当該兼務すべきそれぞれの事務所等

(3) 次に掲げる者については、当該事務所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。

ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者

イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事務所等が課税標準額の分割の対象となる事務所等から除外される場合の当該事務所等の従業者

ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業等の従業者）

エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務していない者（当該勤務していない期間に限る。）

(4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤の者、例えば重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。

イ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間末日現在においては1月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して、1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算定すること。

(5) 次に掲げる事務所等における従業者の数については、次の取扱いによるものであること。

ア 算定期間の中途において、新設された事務所等にあつては算定期間の末日、廃止された事務所等に

あつては、廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割によって算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事務所等には、営業の譲受又は合併により設置される事務所等も含まれるものであること。

イ 一の算定期間の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。

ウ 算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事務所等については

$$\frac{\text{その算定期間に属する各月の末日の従業者数の合計数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事務所等に限るものであつて、他の事務所等については適用がないものであること。

また、従業者の数に著しい変動がある事務所等には、算定期間の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

(ア) 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって例えば月の初日から引き続き日雇として雇用されていた者であっても、当該月の末日の前日までの間に解雇された者は分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

(イ) 月の中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

～略～